

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことという

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決選の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経緯	最終(現時点)								
001	令和5年04月01日	計量事務の委託	54,798,296		54,798,296	産業観光局産業企画室	京都府	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
002	令和5年04月01日	京都中小企業担い手確保・定着支援事業に係る業務	63,000,440		63,000,440	産業観光局産業企画室	シンク・アンド・アクト株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
003	令和5年04月01日	地域企業インターンシップ促進プロジェクトに係る業務	9,982,839		9,982,839	産業観光局産業企画室	シンク・アンド・アクト株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
004	令和5年04月01日	地域企業「担い手交流」実践プログラムに係る業務	10,998,975		10,998,975	産業観光局産業企画室	シンク・アンド・アクト株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
005	令和5年04月01日	就職氷河期世代活躍支援事業に係る業務	14,980,000		14,980,000	産業観光局産業企画室	株式会社Compass	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
008	令和5年01月18日	上野前浄化センターポンプ設備工事	34,980,000		34,980,000	産業観光局農林緑地調査室	株式会社第一テクノ	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
007	令和5年04月01日	京都市中央卸売市場第一市場高度情報処理システム保守業務委託	6,468,000		6,468,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	都築電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
008	令和5年04月01日	令和5年度京の食文化ミュージアム・あじわい館運営業務委託	24,898,025		24,898,025	産業観光局中央卸売市場第一市場	株式会社リーフ・パブリケーションズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
009	令和5年06月05日	令和5年度京都市中央市場施設整備基本計画推進支援業務委託	9,900,000		9,900,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
010	令和5年08月01日	京都市下京区朱雀ふみ町25番ほかに係る土地調査、地図訂正及び地積更正等登記並びに敷地境界確定等業務	5,998,300		5,998,300	産業観光局中央卸売市場第一市場	公益社団法人京都公共福祉登記士地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
011	令和5年09月22日	京都市中央卸売市場第一市場(関連5号棟跡地)施設整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等業務	47,454,000		47,454,000	産業観光局中央卸売市場第一市場	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
012	令和5年04月03日	京都市中央卸売市場第一市場施設整備工事設計業務委託 ただし、新青果棟建築工事及び設備工事実施設計その他業務委託(その2)	58,884,109		58,884,109	産業観光局中央卸売市場第一市場	株式会社安井建築設計事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	過去に有		
013	令和5年04月01日	電力の供給(中央卸売市場第二市場)	予定総額 141,525,807		141,525,807	産業観光局中央卸売市場第二市場	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
014	令和5年04月01日	京都市中央卸売市場第二市場警備業務委託	23,914,440		23,914,440	産業観光局中央卸売市場第二市場	協栄ビル管理株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
015	令和5年05月24日	食肉解体用鋸等の購入	13,013,000		13,013,000	産業観光局中央卸売市場第二市場	花木工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
018	令和5年04月01日	京都大学イノベーションプラザを拠点とした地域科学技術振興事業に関する業務	12,234,000		12,234,000	産業観光局産業イノベーション推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
017	令和5年04月01日	新事業創出型事業施設等活用推進事業(入居者支援人材配属)に関する業務	18,459,000		18,459,000	産業観光局産業イノベーション推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
018	令和5年04月01日	京都市地域企業DX人材育成推進・普及啓発事業運営に関する業務	18,711,000		18,711,000	産業観光局産業イノベーション推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
019	令和5年04月01日	ライフィノベーション創出支援事業に関する業務	28,000,000		28,000,000	産業観光局産業イノベーション推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
020	令和5年04月01日	ライフサイエンスベンチャー創出支援事業に関する業務	9,500,000		9,500,000	産業観光局産業イノベーション推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
021	令和5年04月01日	地域産学官共同研究拠点事業(バイオ計画プロジェクト)に関する業務	48,955,000		48,955,000	産業観光局産業イノベーション推進室	地方独立行政法人京都市産業技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
022	令和5年04月01日	京都市スマートエコノミー推進事業に関する業務	8,500,000		8,500,000	産業観光局産業イノベーション推進室	公益財団法人京都高度技術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
023	令和5年04月01日	地域科学技術実証拠点を活用した新事業創出推進に関する業務	7,000,000		7,000,000	産業観光局産業イノベーション推進室	国立大学法人京都工芸繊維大学	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
024	令和5年06月05日	GXイノベーション創出・社会実装事業運営業務	12,853,500		12,853,500	産業観光局産業イノベーション推進室	株式会社産学連携研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
025	令和5年04月24日	京都市企業立地意向調査業務委託	5,285,820		5,285,820	産業観光局企業誘致推進室	株式会社東京商工リサーチ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
028	令和5年05月29日	京都市企業立地セミナーに係る採録広告制作・掲載業務委託	5,500,000		5,500,000	産業観光局企業誘致推進室	株式会社日本経済新聞社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
027	令和5年07月01日	ビジネス拠点としての京都の魅力発信業務委託	10,271,800		10,271,800	産業観光局企業誘致推進室	株式会社ユーザーベース	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことという

契約日	件名	契約金額 (税込) (単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決選の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終 (現時点)								
028	令和5年08月01日	進出企業コミュニティ形成促進業務委託	8,098,000		8,098,000	産業観光局企業誘致推進室	株式会社フラットエージェンシー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
029	令和5年04月01日	「京都市中小企業等物産高騰対策支援金事務局」運営業務委託	43,484,555		44,822,000	産業観光局地域企業イノベーション推進室	株式会社日本旅行	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
030	令和5年05月01日	「地域企業未来力創出コーディネート事業」企画運営委託業務	7,700,000		7,700,000	産業観光局地域企業イノベーション推進室	一般社団法人リリース	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
031	令和5年05月28日	「京都市地域商業新展開支援事業」の業務委託	6,000,000		6,000,000	産業観光局地域企業イノベーション推進室	株式会社開広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
032	令和5年06月01日	「京都市中小企業等物産高騰対策支援金(追加支援)事務局」運営業務委託	53,234,303		53,234,303	産業観光局地域企業イノベーション推進室	株式会社日本旅行	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
033	令和5年04月01日	新たな伝統産業振興事業	18,992,000		18,992,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	公益財団法人京都伝統産業交流センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
034	令和5年04月03日	KYO-OCE Labプロジェクト企画・運営業務	9,998,835		9,998,835	産業観光局クリエイティブ産業振興室	株式会社ツクリエ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
035	令和5年04月12日	YouTubeチャンネル「京都館会議」、京都館WEBサイト等企画運営業務	9,955,000		9,955,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	株式会社クロステック・マネジメント	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
036	令和5年05月31日	京の「匠」ふれあい事業	5,000,000		5,000,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	西陣織工業組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
037	令和5年06月28日	伝統産品の商品開発等を通じた新たな京都ファン開拓事業企画運営業務	5,821,000		5,821,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	株式会社クロステック・マネジメント	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
038	令和5年08月04日	京都市動楽館地下駐車場車高超過警告装置更新業務	11,000,000		11,000,000	産業観光局クリエイティブ産業振興室	星和電機株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
039	令和5年08月25日	京都市動楽館空調自動制御設備燃熱コントローラーその他更新業務	13,548,500		13,548,500	産業観光局クリエイティブ産業振興室	アズビル株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
040	令和5年04月03日	京都観光総合調査業務委託	13,570,948		13,570,948	産業観光局観光MICE推進室	株式会社エム・アールビジネス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
041	令和5年04月01日	京都市認定通訳ガイド育成及び活躍支援業務委託	17,000,000		17,000,000	産業観光局観光MICE推進室	公益社団法人京都市観光協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
042	令和5年04月01日	メディア等を通じた国内外向け情報発信及び海外市場等の情報収集業務委託	33,718,000		33,718,000	産業観光局観光MICE推進室	公益社団法人京都市観光協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
043	令和5年05月08日	ラグジュアリー層の誘客事業及び海外メディアプロモーション強化業務委託	16,000,000		16,000,000	産業観光局観光MICE推進室	公益社団法人京都市観光協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
044	令和5年04月01日	新型コロナウイルス感染症に係る修学旅行専用電話相談業務委託	9,894,815		9,894,815	産業観光局観光MICE推進室	株式会社メディカル・コンシェルジュ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
045	令和5年06月08日	「宿泊施設等と連携した京都経済の域内循環促進事業」に関する業務委託	10,494,000		10,494,000	産業観光局観光MICE推進室	株式会社TCI研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
046	令和5年04月01日	令和5年度京北農林業地域活性化促進事業	9,064,000		9,064,000	産業観光局農林振興室農林企画課	公益財団法人きょうと京北ふるさと公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
047	令和5年04月24日	京都市地域特産物需要拡大センター整備工事 ただし、空調設備その他改修工事	10,450,000		10,450,000	産業観光局農林振興室農林企画課	京栄水道株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	工事			
048	令和5年04月01日	令和5年度総合被害対策事業 有害鳥獣捕獲業務	13,112,000		13,112,000	産業観光局農林振興室農林企画課	京都市ブロック猟友会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
049	令和5年07月14日	令和5年度天然林等整備促進モデル事業企画運営業務	17,871,470		17,871,470	産業観光局農林振興室林業振興課	公益財団法人京都市森林文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
050	令和5年04月01日	令和5年度山村都市交流の森エリア維持管理業務	11,220,000		11,220,000	産業観光局農林振興室林業振興課	公益財団法人京都市森林文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
051	令和5年09月01日	木材利用促進月間における普及啓発等の企画運営等に係る業務	5,498,994		5,498,994	産業観光局農林振興室林業振興課	株式会社開広	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
052	令和5年05月18日	令和5年度京都市森林経営管理意向調査業務	16,188,500		16,188,500	産業観光局農林振興室林業振興課	公益財団法人京都市森林文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
053	令和5年05月18日	令和5年度京都市経営管理権集積計画立案業務	予定総額 26,134,900		26,134,900	産業観光局農林振興室林業振興課	公益財団法人京都市森林文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
054	令和5年01月18日	上弓削浄化センターポンプ設備工事	34,980,000		34,980,000	産業観光局農林振興室京北・左京山間部農林振興センター	株式会社第一テクノ	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
計量事務の委託
- 2 担当所属名
産業観光局産業企画室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府
- 6 契約金額（税込み）
54,796,296円
- 7 契約内容
計量法に基づく特定市として、京都市が管理及び執行する計量事務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
事務の委託先が法令で定められているため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都中小企業担い手確保・定着支援事業に係る業務
- 2 担当所属名
産業観光局産業企画室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区堀之上町540
シンク・アンド・アクト株式会社
- 6 契約金額（税込み）
63,000,440円
- 7 契約内容
わかもの就職支援センターを拠点として、京都の中小企業の担い手確保・定着や学生をはじめとする若年求職者の就職を支援するため、中小企業の魅力発信や学生等と中小企業との交流促進、学生等を対象としたカウンセリング相談対応等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
中小企業の魅力発信や学生等と中小企業との交流促進、学生等を対象としたカウンセリング相談対応など、主に価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルにより受託候補者を募集したところ、応募者が上記5の1社であった。中小企業の魅力発信や学生等と中小企業との交流促進、学生等を対象としたカウンセリング相談対応等に関する企画提案内容は優れているかなどについて評価した結果、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
地域企業インターンシップ促進プロジェクトに係る業務
- 2 担当所属名
産業観光局産業企画室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区堀之上町540
シンク・アンド・アクト株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,992,639円
- 7 契約内容
企業向けセミナーや学生等が短期間で複数の企業を訪問する地域企業訪問プログラム、インターンシップ関連情報の発信等に取り組むことで、地域企業におけるインターンシップの活用を支援し、企業の担い手確保を支援する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
企業向けセミナーや学生等が短期間で複数の企業を訪問する地域企業訪問プログラム、インターンシップ関連情報の発信等、主に価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルにより受託候補者を募集したところ、応募者が上記5の1社であった。企業向けセミナーや学生等が短期間で複数の企業を訪問する地域企業訪問プログラム、インターンシップ関連情報の発信等に関する企画提案内容は優れているかなどについて評価した結果、委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
地域企業「担い手交流」実践プログラムに係る業務
- 2 担当所属名
産業観光局産業企画室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区堀之上町540
シンク・アンド・アクト株式会社
- 6 契約金額（税込み）
16,998,975円
- 7 契約内容
大企業から中小企業やベンチャー企業への「在籍出向」や「副業・兼業」を活用し、地域企業における人的課題をはじめ、経営課題の解決を支援するとともに、担い手の交流促進や企業間連携の強化等を図るため、これら企業への支援を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
参加企業の開拓や制度導入支援、フォローアップ等、主に価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルにより受託候補者を募集したところ、応募者が上記5の1社であった。参加企業の開拓や制度導入支援、フォローアップ等に関する企画提案内容は優れているかなどについて評価した結果、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
就職氷河期世代活躍支援事業に係る業務
- 2 担当所属名
産業観光局産業企画室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県神戸市中央区浪花町56 K i P内
株式会社C o m p a s s
- 6 契約金額（税込み）
14,960,000円
- 7 契約内容
就職氷河期世代の方等を対象として、一人一人に寄り添った専門の就職相談を実施するほか、SNSを活用したオンライン相談プラットフォームの運用や就職氷河期世代の方等を受け入れる地域企業の掘り起こし、求職者と企業との交流促進、国の助成金活用促進、就職氷河期世代の方等に対するSNS等を活用した情報発信などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
支援コーナーの運営やSNSを活用したオンライン相談プラットフォームの運用、ワークショップの実施など、主に価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルにより受託候補者を募集し、応募者が上記5の1社であった。就職氷河期世代の方の就職相談や地域企業への雇用促進及び受け入れ先企業の掘り起こし等に関する企画提案内容は優れているかなどについて評価した結果、委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
上弓削浄化センターポンプ設備工事
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室京北・左京山間部農林業振興センター
- 3 契約締結日
令和5年1月16日（当初）
令和5年5月11日（変更）
- 4 履行期間
令和5年1月17日～令和6年2月29日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大淀中1丁目4番16号
株式会社第一テクノ
- 6 契約金額（税込み）
34,980,000円
- 7 契約内容
上弓削農業集落排水施設の排水ポンプ設備の新設と既設設備撤去
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
随意契約理由：競争入札に付したものの応札者の書類不備のため入札不成立となったため
変更契約理由：予算の繰越に伴う、年度第出来高予定額及び支払限度額の変更
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
入札で唯一の応札者であるため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中央卸売市場第一市場高度情報処理システム保守業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島2丁目2番2号
都築電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,468,000円
- 7 契約内容
各種統計データ及び公開市況の作成等を行う高度情報処理システムについての保守、点検等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
委託する業務は、高度情報処理システムの設計及び構築に関する詳細な技術情報が不可欠であり、これを有する者は、当該システム導入当初から企画、設計、構築及び機能強化を単独で実施してきた都築電気株式会社に限られるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度京の食文化ミュージアム・あじわい館運營業務委託

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第一市場

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通姉小路下る場之町592番地メディアナ烏丸御池4階
株式会社リーフ・パブリケーションズ

6 契約金額（税込み）

24,698,025円

7 契約内容

市民及び観光客等に京都の食文化や食材に接する機会を提供し、市場に対する理解を深めていただくことを目的とした「京の食文化ミュージアム・あじわい館」を設置しており、その企画や運営のための業務を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

運営の委託に関しては、価格以外の要素として、京の食文化に精通しており、その普及啓発を行える能力、京都市中央市場に関する知識と理解、あじわい館の運営協力組合・団体や料理教室の講師等とのネットワークを有し円滑な調整・事業運営を行える能力、市場活性化の取組についての知識の深度などを考慮する必要があるため、一定基準を満たす業者に対し、業務の遂行方法について、企画提案書の提出を求め、審査のうえ最良な企画提案書を提出した業者を随意契約の相手方とする、公募型プロポーザル方式により、業者を選定することとした。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度京都市中央市場施設整備基本計画推進支援業務委託

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第一市場

3 契約締結日

令和5年6月5日

4 履行期間

令和5年6月6日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市北区梅田2丁目5番25号

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

6 契約金額（税込み）

9,900,000円

7 契約内容

本業務は、①新青果棟及び新関連棟整備を中心とした施設整備計画の進捗管理、②食品衛生法の改正及び施設の再整備により求められる部門毎の衛生管理基準、③大規模災害による被災を見据えた業務継続計画の更新・進捗管理といった施設運用に係る検討等、京都市中央市場施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）の円滑な推進を目的としている。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務を遂行するに当たっては、京都市中央卸売市場第一市場施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）策定時（平成26年3月）から令和4年度末までに至る場内事業者との協議及び施設整備の方向性の検討等に係る経過を把握すること、また、協議の場への参加等を通じて場内事業者からの信頼を得ていることが強く求められ、主として価格以外の要素に基づき契約相手を選定する必要がある。

よって、本件に係る契約は、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意（契約）で行うこととした。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社は、地方卸売市場や中央卸売市場の先進的な整備事業に参画し、施設整備計画の策定・推進、市場経営の改善及び民間活力の導入のほか、災害時の業務継続計画の策定において、幅広い実績を有している。

本市場では、これまでに基本構想策定業務（平成25年度）、基本計画策定業務（平成26年度）、基本計画推進業務（平成27年度）について、公募型プロポーザルによる受託業者の選定を行ったが、いずれの業務も同社が受託しており、その後の基本計画推進業務についても、平成28年度以降、同社と随意契約を締結している。同社はこれらの業務を通じて、これまでに計100回を超える場内会議の企画・運営に携わり、同会議への出席を通じて場内事業者と開設者間の調整役を担うなど大きな役割を果たしてきた。

さらに、同社は、平成28年度から平成37年度までの経営展望である京都市中央卸売市場第一市場マスタープラン（平成28年3月策定）の策定補助業務についても受託しており、ハードとソフトの両面から、本市場が目指すべき将来像に係る理解も十分である。

これらのことから、同社は、本業務を遂行する能力及び経験を有する唯一の団体であると認められるため、委託先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市下京区朱雀分木町25番ほかに係る土地調査、地図訂正及び地積更正等登記並びに敷地境界確定等業務

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第一市場

3 契約締結日

令和5年8月1日

4 履行期間

令和5年8月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

6 契約金額（税込み）

5,998,300円

7 契約内容

京都市下京区朱雀分木町25番ほかに係る土地調査、地図訂正及び地積更正等登記並びに敷地境界確定等業務を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市中央卸売市場第一市場は、平成27年3月策定の京都市中央市場施設整備基本計画に基づき、市場施設再整備を実施している。しかし、市場敷地内の一部には、未だ境界線が確定していない箇所や登記変更が未済の箇所が存在するため、本業務を委託する必要がある。

公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、「協会」という。）は、官公署等による不動産の表示に必要な調査・測量・登記の嘱託・申請の実施に寄与することを目的として、土地家屋調査士法第63条を根拠に設立された法人である。同法を根拠として設立された法人は、京都市域においては協会のみである。さらに、協会は、これまでから、京都府下の地方公共団体の登記等業務の委託先として相当の実績を有している。

また、報酬単価については、京都府下で統一して定められており、価格競争性はない（公共嘱託登記土地家屋調査士協会が標準報酬額を定めている）。

以上から、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2の2（1）のアに該当するものとして、随意契約を行うものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中央卸売市場第一市場（関連 5 号棟跡地）施設整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等業務
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第一市場
- 3 契約締結日
令和 5 年 9 月 2 2 日
- 4 履行期間
契約日の翌日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町 2 6 5 番地の 1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
4 7, 4 5 4, 0 0 0 円
（うち、1 8, 9 8 1, 6 0 0 円を前払金として令和 5 年度に支払い）
- 7 契約内容
 - ・ 該当区域の発掘調査
 - ・ 前号の調査結果に対する考古学的考察
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件については、本市の埋蔵文化財の特性及び歴史に関する専門的な知識が必要であることから、①市内で継続して発掘調査を実施していること、また、②履行に必要な人員・機材等を保有していることが履行する者に必要な条件となる。

そのため、条件①の該当者（本市文化市民局文化財保護課の確認による）である 3 者全員に対し、条件②及び本案件実施の意向を確認したところ、すべての条件を満たし、実施の意向を示した者が受託者のみであったことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン第 2 項第 2 号（1）のウに基づく随意契約とする。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 1 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号）
 - 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市中央卸売市場第一市場施設整備工事設計業務委託
ただし、新青果棟建築工事及び設備工事実施設計その他業務委託（その3）

2 担当所属名

産業観光局中央卸売市場第一市場

3 契約締結日

令和5年4月3日

4 履行期間

令和5年4月4日から令和5年12月28日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市中央区島町二丁目4番7号
株式会社安井建築設計事務所

6 契約金額（税込み）

56,684,109円

7 契約内容

新青果棟実施設計図に基づき、工事発注に必要な積算資料等の作成を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

新青果棟の整備工事に当たっては、卸売市場という特殊性を踏まえ、場内事業者等との継続した協議・調整が不可欠であることから、基本設計及び実施設計については連続した契約相手でない場合、膨大な引継業務などにより、余分に多大な時間が必要となる。加えて、場内事業者との調整を一からやり直す必要があることから、令和2年度に行った「京都市中央卸売市場第一市場整備工事設計業務委託 ただし、新青果棟建築工事及び設備工事 基本設計その他業務委託」に係る公募型プロポーザルでは、実施設計についても基本設計から連続して契約することを前提に、実施設計に係る見積書を参加事業者に提出させたうえで、その見積金額を評価項目の対象として受託事業者の選定を行い、株式会社安井建築設計事務所が設計業務を受託してきた。こうした経過を踏まえ、実施設計業務の委託先としても同社が最も適していると認められるため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

令和4年度にも新青果棟建築工事及び設備工事実施設計その他業務委託（その1及びその2）を契約しており、その関連業務をその3として随意契約した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力の供給（中央卸売市場第二市場）
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第二市場
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区中之島三丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）141,525,807円
- 7 契約内容
中央卸売市場第二市場における電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は、令和4年12月（令和4年12月9日公告、令和5年1月19日開札）に入札を実施したが、入札者がなかったため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
他に契約可能な事業者がなかったため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市中央卸売市場第二市場警備業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第二市場
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区寺町通夷川上る久遠院前町675番地の1
協栄ビル管理株式会社
- 6 契約金額（税込み）
23,914,440円
- 7 契約内容
中央卸売市場第二市場における警備業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、衛生管理についての理解・対応などの特殊性や専門性が求められ、また、業務の質を高めるべく、施設の特性を理解したうえでの提案、業務の遂行能力や実施体制を確認する必要があり、価格のみで事業者を選定する競争入札に適していない。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当し、公募型プロポーザル方式により業者選定を行い、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
選定委員が提案内容を評価した結果、適切に業務を遂行する能力があると判断したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
食肉解体用鋸等の購入
- 2 担当所属名
産業観光局中央卸売市場第二市場
- 3 契約締結日
令和5年5月24日
- 4 履行期間
令和5年5月25日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区西中島5-14-22リクルート新大阪ビル9階
花木工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
13,013,000円

- 7 契約内容
中央卸売市場第二市場における食肉解体用鋸等の調達

- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

と畜解体処理設備の部品等について、背割や胸割工程に使用する鋸等は、アメリカのジャービス社製の製品を使用している。故障時のメーカー修理の場合は、1箇月から数箇月の期間を要する等、万が一の場合に代替方法が取れず、と畜業務の停止という甚大な影響が起こる可能性がある。

購入先については、故障した際に緊急で修理等の対応をすることができる者でなければならず、価格のみで相手方を決定する競争入札では、その目的が果たせないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約する。

契約の相手方に求められる能力は、①ジャービス社の販売代理店であること、②既存のと畜解体処理設備等の機能を損なうことなく設置等が行えること、③購入製品が故障した場合には、その責任区分を明確にするため、と畜解体処理設備全体の保守管理を行っていることが必要である。

本件を履行するにあたり、以上の条件を満たすものは花木工業株式会社のみであるため。

- 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都大学イノベーションプラザを拠点とした地域科学技術振興事業に関する業務
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
12,234,000円
- 7 契約内容
コーディネーターの配置により、産学連携による研究開発の促進、産学交流の促進、情報発信、広域コーディネート活動の推進を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の目的は、京都地域における科学技術振興及び新産業創出に向け、京都大学イノベーションプラザを拠点として京都大学と連携し、コーディネーターを配置して技術シーズとニーズのマッチングを行う等、産学公連携による新技術移転や地域の優れた研究成果の事業化促進等に取り組むものである。
本事業の実施にあたっては、産学公連携に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して京都市域の産業科学技術振興を図っていくことが求められる。
したがって、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業については目的が競争入札に適さず、価格以外の要素における競争によって相手方を選定することが適当である。したがって、競争入札には適さないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、本市が出捐して設立した公益財団法人であり、ソフトウェア、メカトロニクス、情報技術、環境、ライフサイエンス及びナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している財団である。

当財団は、知的クラスター創成事業及び地域結集型共同研究事業の中核機関を担い、本市が取組を進める主要な産学公連携プロジェクトの研究開発に関する豊富な経験と実績や本市産業振興行政に関する広範な知識を持つ。また、当財団はこれらの産学公連携プロジェクトの推進を通じて、大学や企業の研究者との豊富なネットワークも構築している。

以上のことから、同財団は本事業の実施に当たって求められる産学公連携に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワークを有することの条件を満たし、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関である。よって、本事業を同財団に委託した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新事業創出型事業施設等活用推進事業（入居者支援人材配置）に関する業務
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
18,459,000円
- 7 契約内容
インキュベーション・マネージャーの配置により、経営や技術開発に関する支援を行うこと、及びサポートスタッフによるインキュベーション・マネージャー、入居者等の補助事務を行うこと。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の目的は、スタートアップ期にある大学の研究成果を事業化するベンチャー・中小企業を主な支援対象とする「京大桂ベンチャープラザ（北館）」及び新たな事業展開を図ろうとする成長中期以降の企業を主な支援対象とする「京大桂ベンチャープラザ（南館）」並びにライフサイエンス関連産業の創出を図るための中小・ベンチャー企業を主な支援対象とする「クリエイション・コア京都御車」の3施設の入居者に対し、専門的な立場から支援を行うことによってベンチャー・中小企業の成長促進や大学発ベンチャーの創出及び育成に資することである。
本事業の実施にあたっては、市内インキュベーション事業に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して京都市域のベンチャー・中小企業の成長促進等を図っていくことが求められる。
したがって、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業については目的が競争入札に適さず、価格以外の要素における競争によって相手方を選定することが適当である。したがって、競争入札には適さないため、随意契約を締結した。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、本市が出捐して設立した公益財団法人であり、ソフトウェア、メカトロニクス、情報技術、環境、ライフサイエンス及びナノテクノロジー等の先端科学技術及び関連する科学技術の諸分野に関する研究、開発、調査等を行い、その進歩発展と地元産業への技術移転を図り、もって科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している財団である。

当財団は、本市が支援を行っていたベンチャービジネス・インキュベーション・ラボラトリー（VIL）をはじめ、創業支援工場（VIF）、京都市成長産業創造センターの管理運営を行うなど、インキュベーション事業の実績やベンチャー企業に対する支援に関する長年にわたる実績がある。

また、知的クラスター創成事業及び地域結集型共同研究事業の中核機関を担い、本市が取組を進める主要な産学公連携プロジェクトの研究開発に関する豊富な経験と実績や本市産業振興行政に関する広範な知識を持つ。更に、当財団はこれらの産学公連携プロジェクトの推進を通じて、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等との豊富なネットワークも構築している。

以上のことから、同財団は本事業の実施に当たって求められる市内インキュベーション事業に関する豊富な経験や実績、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学、他の産業支援機関等とのネットワーク、及びそのネットワークを活用して京都市域のベンチャー・中小企業の成長促進等を図ることの条件を満たし、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関である。よって、本事業を同財団に委託した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市地域企業DX人材育成推進・普及啓発事業運営に関する業務
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
18,711,000円
- 7 契約内容
市内中小企業等の社内DXに必要な実践的な能力を養う講座や、地域ベンダー企業とのマッチングイベント及び各種相談への対応等を実施し、地域企業のデジタル化・DXを推進する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、企業の経営支援に関する知識・経験、デジタル技術に関する知識を併せ持つとともに、企業経営の専門家や情報系大学研究者、中小企業のデジタル化を推進しているベンダー企業などとの幅広いネットワークを有していることが求められ、これらの実績やノウハウ、ネットワークの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、価格以外の要素を比較し、契約の相手方を決定する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルを実施し、産業観光局内の選定委員会による審査を行った結果、公益財団法人京都高度技術研究所を本業務の委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ライフイノベーション創出支援事業に関する業務
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
26,000,000円
- 7 契約内容
 - (1) 京都市ライフイノベーション創出支援センターへのセンター長（1名）の配置、及び産学公連携に携わるコーディネータ（3名以上）、アドバイザー（必要に応じて）の配置
 - (2) 産学公連携コーディネーション活動の実施
大学、企業、病院等におけるシーズ・ニーズのマッチング等の成果につなげること。
 - (3) 京都発革新的医療技術研究開発助成事業支援業務
 - (4) ライフサイエンス産業の振興に資する関連事業の企画、調査、運営等の実施。なお、実施に当たっては自社が保有する事業化支援に関するノウハウや情報の活用も考慮すること。
 - (5) 「京都市ライフイノベーション創出支援センター」の事業、業績等の情報発信
 - (6) 京都大学及び同大学関係機関との連絡・調整及び情報収集
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業の実施に当たっては、医学・工学・薬学の分野に関する広い知識が必要であることはもとより、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内のライフサイエンス関連企業や大学研究者とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して、京都地域の医療産業の振興を図っていくことが求められる。

従って、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、本事業についてはその性質が競争入札に適さず、随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所（以下、「アステム」という。）は、先端科学技術の研究、開発、調査等を実施するほか、ライフサイエンスをはじめとする幅広い分野において産学公連携による研究開発や事業化を推進するとともに、ベンチャー・スタートアップに対する新事業創出、資金調達、販路拡大など、総合的な支援を行う産業支援機関として、科学技術の振興や地域産業の発展に寄与している。

アステムは、これまで「京都バイオシティ構想」や「ナノメディシン拠点形成の基盤技術開発」を推進する事業に参画し、様々な大学や企業との連携の下、京都のライフサイエンス産業の振興に大きく寄与してきた。また、本市が実施する「医工薬産学公連携支援事業」や「京都発革新的医療技術研究開発助成事業」の業務を受託し、本市の在外団体として産業施策に深く関与し、豊富な経験や技能等を有している。

京都地域におけるライフサイエンス産業の振興を一層図っていく本事業は、市内の大学や企業とのネットワークを活用して、事業の遂行を行う必要性があるとともに、そのネットワークの活用によって効果的、効率的な事業の遂行が見込まれるものであり、アステムはこれらすべての条件を有し、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関である。よって、本事業はアステムのみが実施可能である。

（京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2(1)ウ該当）

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ライフサイエンスベンチャー創出支援事業に関する業務
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
9,500,000円
- 7 契約内容
 - (1) 起業希望者の募集、起業希望者に対するビジネスモデル構築支援
 - ア 起業希望者の募集及び審査会の開催
 - イ ライフサイエンス分野の起業経験者等による助言・相談の手配（随時）
 - ウ 弁護士、弁理士等との個別相談の手配（随時）
 - エ 資金計画に関する個別相談の手配（随時）
 - オ 経営・財務・販路・人材育成に関するセミナーの開催
 - カ インキュベーション施設等の紹介（随時）
 - (2) その他
 - ア 同事業に係る関係機関との連絡調整、情報収集
 - イ 同事業に係る情報のインターネット公開 など
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、ライフサイエンス分野における経営人材を育成するため、起業意欲を持つ若者等を対象に、ビジネスモデル構築や経営計画策定などの実践的な支援を行い、大学等の技術シーズの事業化促進を図るものである。

本事業の実施に当たっては、ベンチャー企業の創業支援に関する知識・経験、先端医療・福祉・介護等のライフサイエンス分野の技術やビジネスモデルの目利きに関する知識を併せ持つ必要があることはもとより、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、技術シーズを持つ大学研究者、市内の金融機関・投資家等との広いネットワークを有し、そのネットワークを活用して支援を行うことが求められる。

従って、本事業を履行するに当たっては、委託事業者はこれらの実績やノウハウをすべて有する者に限定されることが考えられることから、委託事業者の選定においては、その性質が競争入札に適さず、随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所(以下、「アステム」という。)は、ライフサイエンス、ICT・ナノテクノロジーなど科学技術の振興事業、企業や大学、公的研究機関との産学公連携による新事業の創出、起業家・専門家人材育成等を行うことで、科学技術の振興と地域社会の発展に寄与している。

アステムは、これまでから、本市がライフサイエンス分野における産業振興の拠点としている「京都市ライフイノベーション創出支援センター」の運営や、「京都発革新的医療技術研究開発助成事業」の業務を受託し、大学研究者や市内中小・ベンチャー企業における研究開発の支援を行うことにより、ライフサイエンス分野における豊富な経験や知識、研究者等とのネットワークを有している。

また、京都市成長産業創造センターの運営を担うとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営するクリエイション・コア京都御車や京大桂ベンチャープラザにインキュベーション・マネージャーを派遣し、入居している中小・ベンチャー企業等の支援を行うなど、ベンチャー企業の支援に関する豊富な経験や実績を有しており、こうした業務を進める中で培われた、ベンチャーキャピタルや銀行、企業家等とのネットワークも有している。

さらに、ベンチャー企業の事業プランの事業性、技術・アイデアなどを評価・ランク認定する「ベンチャー企業目利き委員会」の運営や、「京都市地域プラットフォーム事業」として、ベンチャー創業に係る講座の実施や創業準備スペースの運営等を行うなど、創業初期から実装段階に至る企業まで、幅広いフェーズでの支援を展開している。

ライフサイエンス分野におけるベンチャー創業の支援を行う本事業は、ベンチャー創業等に係る支援のノウハウを活用し、ライフサイエンス分野の産業振興の一環として事業の遂行を行う必要性があるとともに、ネットワークを活用することによって効果的かつ効率的な事業の遂行が見込まれるものであり、アステムはこれらの条件をすべて有し、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関であることから、本事業はアステムのみが実施可能である。

(京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(1)ウ該当)

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
地域産学官共同研究拠点事業（バイオ計測プロジェクト）に関する業務
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺栗田町9-1
地方独立行政法人京都市産業技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
48,955,000円
- 7 契約内容
 - (1) 本事業に係る日常管理事務（年間事業計画の作成、予算執行・管理、機器貸付、収納管理、機器故障対応、物品交換対応等）
 - (2) 高度研究機器の利用促進及び普及活動（視察・見学対応、展示会出展、利用者相互の交流促進等）
 - (3) 高度研究機器を活用した人材育成事業（講習会の企画・実施）
 - (4) 情報公開（ホームページ等の作成及び維持管理）
 - (5) 同事業に係る調査及び事業報告
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、国立研究開発法人科学技術振興機構から譲渡され、京都リサーチパーク地区に配置した高度研究機器を活用し、これまで京都市が進めてきた「京都バイオシティ構想」及び「京都市ライフイノベーション推進戦略」における取組の成果を地域イノベーションに結び付け、地域経済の活性化を図る事業である。

このため、本事業の実施に当たっては、「バイオテクノロジー」や「ライフサイエンス」に関する広範かつ専門的な知識が必要であることはもとより、本市産業振興行政に関する広範な知識のほか、市内の関連企業や大学研究者とのネットワークを有し、そのネットワークを活用して、産業の振興を図っていくことが求められる。

従って、本事業の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)
- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

地方独立行政法人京都市産業技術研究所は、地域産業の発展を促す試験分析、地域産業育成、技術支援指導等を担う公設試験研究機関として、本事業に平成 26 年度から関わり、高度研究機器の利用促進及び普及活動や、高度研究機器を活用した研究開発及び人材育成事業等に携わってきたとともに、高度研究機器を管理してきた経験・技術的なノウハウ、研究機器を扱う技術者の人的資源・体制等を有している。

また、バイオ計測・分析分野を中心とした分科会活動等にも積極的に関与し、研究開発支援、技術の高度化、産学公等の共同研究支援、大学研究の深化など、企業及び大学とのネットワーク構築に取り組んでおり、「バイオテクノロジー」や「ライフサイエンス」分野に関する幅広い知識及び関連企業・大学とのネットワークを有している。

以上から、本事業の実施に当たって求められる、「バイオテクノロジー」や「ライフサイエンス」に関する幅広い知識、本市産業振興行政に関する広範な知識、市内の関連企業や大学研究者とのネットワーク及びそのネットワークを活用した産業の振興を図るノウハウを有することのすべての条件を満たし、かつ京都市内でこれらの条件を満たす唯一の機関であることから、同法人を委託先として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市スマートエコノミー推進事業に関する業務
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
8,500,000円
- 7 契約内容
環境・エネルギー分野の産業振興の推進に向け、革新的パワーエレクトロニクス実装・事業化推進事業に係る補助金執行及びコーディネータによる伴走支援を行う。それに加えて、市内企業の異分野融合により生み出される新規市場への進出や市場競争力の獲得を支援するために、本市がこれまでに進めてきた「京都産業の強みであるグリーンケミカル分野」や、「省エネ・創エネに関するスマートシティ分野」に係る業務を融合させた「京都市スマートエコノミー推進事業」を推進する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を履行するに当たって、以下の条件を満たすことが必要であるものの、すべての条件を満たす者が1者に特定されることから、随意契約を締結する。
 - ア 京都市内に拠点を置き事業を実施すること
 - イ 当該事業の推進に必要な専門知識のほか、本市産業振興行政等に精通していること
 - ウ 当該事業に係る企業等や大学が持つ知的・技術的資源を適切にマッチングし、着実にプロジェクト創出に結び付けること
 - エ 地域において、環境・エネルギー分野の産学公連携を行うに当たり、主体間の調整を行うネットワーク有していること

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人京都高度技術研究所は、京都地域における産学連携機関であり、本市の産業振興に関する業務を複数受託しているほか、責任者に当該技術の推進に必要となるパワーエレクトロニクス・化学に関する専門家を配置していること、情報通信技術を始めとする多彩な技術分野における産学公連携を行ってきた実績を有しており、環境・エネルギー分野の知見を有する企業や関係団体との連携にも明るいことから、上記8随意契約の理由に記載の条件を満たす唯一の相手方であるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
地域科学技術実証拠点を活用した新事業創出推進に関する業務
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区松ヶ崎橋上町
国立大学法人京都工芸繊維大学
- 6 契約金額（税込み）
7,000,000円
- 7 契約内容
電子部品・デバイス製造業、電気機械器具製造等の分野を中心に、本市域の中小企業等を対象として、電波暗室その他の設備や各種測定システムを備えた「地域科学技術実証拠点」（以下、「拠点」という。）の利用の推進、企業間連携、産学連携等による産業振興を図る。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、市内中小企業が京都工芸繊維大学の所有する拠点を活用すること、また拠点を活用する企業や大学をマッチングすることにより、新技術を開発し新事業を創出することを目的としているため、拠点における事業化プロジェクト参画企業が、拠点設備を優先利用し、さらに利用に際して同大学からの指導及び支援を得る必要がある。
このことから、本業務の委託先としては、拠点を所有するだけでなく、拠点設備優先利用の制度設計や利用指導及び指導の措置を実施できる京都工芸繊維大学以外にはない。そのため、本業務の委託先として京都工芸繊維大学を契約の相手方と定め、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
GXイノベーション創出・社会実装事業運営業務
- 2 担当所属名
産業観光局産業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和5年6月5日
- 4 履行期間
令和5年6月6日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区吉田上阿達町17番地 地域経済牽引拠点3階
株式会社産学連携研究所
- 6 契約金額（税込み）
12,853,500円
- 7 契約内容
GX（グリーントランスフォーメーション）を本市の産業振興・経済成長につなげていくため、GXに資する技術シーズを有する大学研究者やスタートアップ等を発掘し、事業化・プロジェクト化につながるハンズオン支援を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施に当たっては、カーボンニュートラルやGXに関する知識を併せ持つとともに、市内大学の産学連携関係の部署やスタートアップの支援機関などとの幅広いネットワークや、技術シーズをプロジェクト化につなげるハンズオン支援のノウハウの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、価格以外の要素が効果的な履行に重要となるため、委託業者の選定をプロポーザル方式により業者の選定を行った。
その結果、株式会社産学連携研究所が受託候補者となり、本業務の委託先として適切であると判断したことから本業務の委託先として株式会社産学連携研究所を契約の相手方と定め、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市企業立地意向調査業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局企業誘致推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月24日
- 4 履行期間
令和5年4月24日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通新町東入ル月鉾町62番地 住友生命京都ビル6F
株式会社東京商工リサーチ
- 6 契約金額（税込み）
5,295,620円
- 7 契約内容
市外企業の京都進出に関する意向を調査するため、調査対象企業の抽出からアンケートの実施（作成・送付から回答の収集及び取りまとめ）に至る一連の業務を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施に当たっては、京都のビジネス面での魅力や立地環境に関する豊富な知識及び理解を土台に、これまでの実績や経験に基づくノウハウ等をもって調査対象企業を抽出するとともに、企業のアポイント及び分析を行うことが求められる。したがって、本業務の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウ、ネットワークの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定する必要があるため、プロポーザルを実施し、その結果最も評価が高かった事業者と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市企業立地セミナーに係る採録広告制作・掲載業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局企業誘致推進室
- 3 契約締結日
令和5年5月29日
- 4 履行期間
令和5年5月30日～令和6年2月28日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田大手町一丁目3番7号
株式会社日本経済新聞社
- 6 契約金額（税込み）
5,500,000円
- 7 契約内容
京都駅南オフィス・ラボ誘導プロジェクト「京都サウスベクトル」をはじめ、京都市企業立地セミナー「ビジネス拠点へ 京都の挑戦」（令和5年6月6日開催）で発信した内容を全国に向け広く周知し、京都市の企業立地促進の取組の認知度向上を図るため、セミナーの採録を行い、広告記事を作成し、日経電子版に掲載する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施に当たっては、全国に向け広く周知する手段（新聞や雑誌、オンラインメディア等）が必要であり、積極的に全国へ情報発信することが求められている。日経電子版は、他の全国紙の電子版と比較して会員数及び閲覧数が最も多く、国内外の企業、自治体を含む公的機関等から広告出稿がなされているとともに、電子版有料会員の多くが関東圏に暮らす30～50代男性であり、読者層に企業経営者、意思決定権者が多い。そのため、本情報発信を行うに当たり適した媒体であるとともに、日経電子版に記事を掲載できる事業者は株式会社日経新聞社に限られており、競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ビジネス拠点としての京都の魅力発信業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局企業誘致推進室
- 3 契約締結日
令和5年7月1日
- 4 履行期間
令和5年7月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区丸の内2-5-2 三菱ビル
株式会社ユーザベース
- 6 契約金額（税込み）
10,271,800円
- 7 契約内容
ビジネス拠点としての京都の魅力発信・認知度向上を図るイベントの開催及び情報発信等を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施に当たっては、京都に関する知識及び理解に加え、イベント運営等の経験に基づくノウハウ等が求められる。したがって、本業務の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウ、ネットワークの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定する必要があるため、プロポーザルを実施し、その結果最も評価が高かった事業者と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
進出企業コミュニティ形成促進業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局企業誘致推進室
- 3 契約締結日
令和5年8月1日
- 4 履行期間
令和5年8月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市北区紫野西御所田町9-1
株式会社フラットエージェンシー
- 6 契約金額（税込み）
8,096,000円
- 7 契約内容
京都市外から市内に進出した企業（以下「進出企業」という。）が事業展開に必要な支援・ネットワーク等につながる機会の創出を通じて、進出企業を含むコミュニティの形成や京都への定着を支援するとともに、進出企業が多様な人材とつながる機会の創出を通じて、進出企業の人材確保を支援するための事業を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施に当たっては、京都に関する知識及び理解に加え、イベント運営等の経験に基づくノウハウ等が求められる。したがって、本業務の委託業者の選定に当たっては、これらの実績やノウハウ、ネットワークの有無により履行内容に顕著な差異が生じるものと考えられることから、価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定する必要があるため、プロポーザルを実施し、その結果最も評価が高かった事業者と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

「京都市中小企業等物価高騰対策支援金事務局」運營業務委託

2 担当所属名

産業観光局地域企業イノベーション推進室

3 契約締結日

(当初) 令和5年4月1日

(変更後) 令和5年6月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和5年6月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市下京区四条通り柳馬場西入ル立売中之町 103-1

ニッセイ四条柳馬場ビル2階

株式会社日本旅行

6 契約金額 (税込み)

(当初) 43,464,555円

(変更後) 44,922,000円

7 契約内容

あらゆる事業者に影響を及ぼしている物価高騰に対する支援策として、市内すべての中小企業等に対し、事業継続を支援する「京都市中小企業等物価高騰対策支援金」について、令和4年度に申請受付を開始した。

令和5年度においても、引き続きコールセンターを設置し、書類審査等を行う事務局運營業務を委託するもの。

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

本業務は、支援金の要件を満たす全ての申請者に対し、速やかに支援金を交付するため、効率的な審査業務を行うだけでなく、コールセンター業務においても不備内容等を申請者に正確に伝えられるように、支援金制度の知識を有するスタッフを配置する必要がある。それに加え、申請の処理状況を正確に把握し、人員体制や業務分担を柔軟に変更するなどの統括機能も重要であることから、本業務は競争入札に適さなかったため。

また、変更契約については、不備のある申請について、5月末までに書類の提出ができないという個々の申請者の事情を踏まえ、少しでも多くの申請者に支援金を交付するべく、契約期間を延長し、審査を継続するため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

支援金制度に精通し、経験のあるスタッフを十分に確保するとともに、多くの申請者情報を適切に取り扱うことにより、本業務を履行することができるだけでなく、事務局開設に係る初期費用を抑え、効率的に業務実施ができるのは、令和 4 年度の契約先である株式会社日本旅行に限られるため、契約の相手方とする。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

「地域企業未来力創出コーディネート事業」企画運営委託業務

2 担当所属名

産業観光局地域企業イノベーション推進室

3 契約締結日

令和5年5月1日

4 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区朱雀正会町1番地1 KYOCA301
一般社団法人リリース

6 契約金額（税込み）

7,700,000円

7 契約内容

「京都市地域企業未来力会議」や「地域企業応援会」の企画運営、それらの場で出たアイデアの実現、「京都・地域企業宣言」等の普及活動への企画・助言、広報などを行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

未来力会議の運営をはじめ、地域企業の持つ様々なアイデアの実現に向け、幅広い知見を持つコーディネーターによる相談会の実施、勉強会の開催等により、新事業創出を支援するという業務の趣旨を十分理解したうえで、円滑かつ迅速な手配、また、急な予定変更にも対応できる体制が求められるなど、主に価格以外の要素における競争で契約の相手方を選定する必要があるため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルにより受託候補者を募集したところ、応募者が1者であった。迅速・的確に業務実施することが可能か、中小企業を取り巻く経営課題等について、十分理解をしているかなどについて、企画提案内容を評価した結果、委託先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

「京都市地域商業新展開支援事業」の業務委託

2 担当所属名

産業観光局地域企業イノベーション推進室

3 契約締結日

令和5年5月26日

4 履行期間

令和5年5月26日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地
株式会社関広

6 契約金額（税込み）

6,000,000円

7 契約内容

商店街等へのコーディネーターの派遣等を通じて、地域商業者が一体となって飲食・買い物・体験等の商業コンテンツを創出・育成し、広くPRする取組を支援するほか、商店会等が若手や非会員を取り込みながら組織の再構築・活性化を目指す取組を支援する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

「京都市地域商業新展開支援事業」の遂行に当たっては、支援対象となる商店街等の現状や課題等を把握し、誘客促進やエリアのブランド化につながる商業コンテンツの育成支援や自主財源確保の手法の検討、組織活性化に資する取組の支援など、豊富な経験やノウハウといった、主に価格以外の要素での競争で相手方を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式により随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本事業の受託候補者を決定する「令和5年度京都市地域商業新展開支援事業実施業務に係る受託候補者選定委員会」において、企画提案内容や実施体制等について審査を行った結果、本事業者が業務の遂行が可能である者と判断されたため、委託先として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「京都市中小企業等物価高騰対策支援金（追加支援）事務局」運營業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局地域企業イノベーション推進室
- 3 契約締結日
令和5年6月1日
- 4 履行期間
令和5年6月1日から令和5年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通り柳馬場西入ル立売中之町 103-1
ニッセイ四条柳馬場ビル2階
株式会社日本旅行
- 6 契約金額（税込み）
53,234,303円
- 7 契約内容
あらゆる事業者に影響を及ぼしている物価高騰に対する支援策として、市内すべての中小企業等に対し、事業継続を支援する事業である「京都市中小企業等物価高騰対策支援金（追加支援）」の実施に係る、コールセンターや交付申請受付などを行う事務局運營業務の委託。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、原油価格・物価高騰等の影響を受け、厳しい状況にある中小企業等を支援するものであり、早急に支援金を交付する必要があったが、そのためには令和4年度に実施した「京都市物価高騰対策支援金」（以下、支援金）における既存システムの活用や、支援金事務局で従事したスタッフの継続配置による速やかな運営体制の構築などが必要であり、これらを満たすのは株式会社日本旅行京都四条支店に限られるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

新たな伝統産業振興事業

2 担当所属名

産業観光局クリエイティブ産業振興室

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区岡崎成勝寺町9番地1 京都市勸業館内
公益財団法人京都伝統産業交流センター

6 契約金額（税込み）

16,992,000円

7 契約内容

- (1) 京都伝統産業ミュージアム内の京都市の伝統産業製品全74品目を紹介する74CRAFT S WALL等における伝統産業製品及び伝統工芸品の出品コーディネート及び解説補助事業
- (2) 各種イベント等における伝統産業製品の販売機会の創出及び販売支援
- (3) 生産組合等へのヒアリング等を通じた課題、ニーズ、成功事例等の把握及び伝統産業界や行政との情報共有。生産組合等による自主的な普及啓発活動や課題解決に向けた取組への支援
- (4) その他、前各号に定める取組に付随する業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都伝統産業交流センターは、伝統産業製品の展示及び紹介、伝統産業に関する資料の収集及び提供等を行い、地域経済の発展と生活文化の向上に寄与することを目的として設立された団体であり、伝統産業に対する深い理解、本市の伝統産業振興事業の実施経験のほか、京都の伝統産業関連74団体を構成員とする京都で唯一の業種横断的組織として、これまで各業種の伝統産業界と長年にわたり密接な関係を築いており、需要の拡大や異業種交流という新たな支援を行う上で、必要不可欠な信頼関係やネットワークを既に有する団体であるため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
KY0-CCE Labプロジェクト企画・運營業務
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和5年4月3日
- 4 履行期間
契約締結日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区神田猿樂町2-8-11 VORT水道橋Ⅲ 6階
株式会社ツクリエ
- 6 契約金額（税込み）
9,998,835円

7 契約内容

- (1) コミュニティ構築事業
- (2) アイデアソン・ハッカソン開催
- (3) 支援・相談窓口の設置

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

セミナーやアイデアソン・ハッカソンなどのイベントの企画立案、クリエイターや企業向けの相談支援等は受託者の経験と能力が成果物に与える影響が大きいことから、本業務の目的を効率的かつ効果的に達成するため、価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定することが適当であると考え、プロポーザル形式により受託者を選定することとした。

選定された株式会社ツクリエは、起業支援サービス事業と、クリエイターを支援するクリエイティブブランド創造事業を中心に展開する企業であり、東京都コンテンツインキュベーションセンター（TCIC）運営等、コンテンツ企業支援のノウハウを持ち、京都市内でも異業種マッチングコーディネート、コンテンツ企業支援、映像プロデュース等、豊富な企業支援実績を有することから、本業務の趣旨・目的を果たす受託者として適当であると判断した。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

YouTubeチャンネル「京都館会議」、京都館WEBサイト等企画運営業務

2 担当所属名

産業観光局クリエイティブ産業振興室

3 契約締結日

令和5年4月12日

4 履行期間

契約締結日～令和6年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区北白川瓜生山2番地116号
株式会社クロステック・マネジメント

6 契約金額（税込み）

9,955,000円

7 契約内容

- (1) YouTubeチャンネル「京都館会議」の運営
- (2) 京都館WEBサイトの運営
- (3) SNSの投稿・運用
- (4) 定例報告・打合せ

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

YouTubeチャンネル「京都館会議」及び京都館WEBサイトの企画運営業務は、伝統産業をはじめとする京都の多様な文化や魅力を発信し、京都への投資を喚起することを目的としているが、その目的の達成に向けて、受託者の経験、能力が成果物に与える影響が大きいことから、価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定することが適当であると考え、プロポーザル形式により受託者を選定することとした。

選定された株式会社クロステック・マネジメントは、地方創生、新製品・サービス開発支援、人材育成・人材開発等を行っている企業であり、これまで、京都市のYouTube、Webサイトの運営実績があるほか、京都芸術大学の留学生等とのつながりが深く、学生と連携した国外向けコンテンツを制作する体制も整っていることから、本業務の趣旨・目的を果たす受託者として適当であると判断した。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京の「匠」ふれあい事業
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和5年5月31日
- 4 履行期間
令和5年5月31日から令和6年2月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区西堀川通元誓願寺上る豎門前町4-1-4番地
西陣織工業組合
- 6 契約金額（税込み）
5,000,000円
- 7 契約内容
市民・観光客に向けて、伝統産業品の制作実演を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、伝統産業に従事する職人の雇用創出及び市民や観光客等に対する伝統産業のPRを目的に、職人による制作実演を行うものであり、伝統工芸品の制作実演を実施し、より多くの市民や観光客に伝統産業をPRできる相手方は、国内外から多くの来館者があり、毎年多くの修学旅行生等の受入れを行っている西陣織会館を運営し、実演等を常時行う設備や体制が整っている同組合以外になく、同組合以外では当該事業の趣旨・目的を果たすことはできないと認められるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
伝統産業品の商品開発等を通じた新たな京都ファン開拓事業企画運營業務
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和5年6月28日
- 4 履行期間
契約締結日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区北白川瓜生山2番地116号
株式会社クロステック・マネジメント
- 6 契約金額（税込み）
5,621,000円
- 7 契約内容
京都市ふるさと納税返礼品等の開発・制作
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「伝統産業品の商品開発等を通じた新たな京都ファン開拓事業企画運營業務」は、伝統産業をはじめとする地場産業を広く発信するための新たな商品やサービスの開発を通じて、業界の振興と京都ファンの増加、さらにはふるさと納税の獲得等、本市の収入の拡大につなげることを目的としており、その目的の達成に向けて、受託者の経験、能力が成果及び実績に与える影響が大きいことから、価格以外の要素を比較し、契約の相手方を選定することが適当であると考え、プロポーザル形式により受託者を選定することとした。
選定された株式会社クロステック・マネジメントは、地方創生、新製品・サービス開発支援、人材育成・人材開発等を行っている企業であり、これまで、京都市のふるさと納税返礼品の開発・販売や、学生と連携した商品開発などの実績があることから、本業務の趣旨・目的を果たす受託者として適当であると判断した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市勸業館地下駐車場車高超過警告装置更新業務
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和5年8月4日
- 4 履行期間
令和5年8月5日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区竹田西桶ノ井町39
星和電機株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,000,000円
- 7 契約内容
京都市勸業館の地下駐車場車高超過警告装置の更新を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
屋内に設置されている機器は劣化が比較的軽微であることから、現状では継続使用が可能であり、今回はコスト低減の観点から劣化が著しい屋外の機器のみ更新する計画となっている。従って、更新する機器は既存機器との互換性が求められる。車高超過警告装置を構成する機器は、製造者が独自に保有する技術とノウハウに基づき設計・製造されているが、ソフトウェアを含めた技術情報は非公開であることから、機器製造者である星和電機株式会社と契約する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市勸業館空調自動制御設備熱源コントローラーその他更新業務
- 2 担当所属名
産業観光局クリエイティブ産業振興室
- 3 契約締結日
令和5年9月25日
- 4 履行期間
令和5年9月26日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号
アズビル株式会社
- 6 契約金額（税込み）
13,546,500円
- 7 契約内容
京都市勸業館の空調自動制御設備熱源コントローラー等の更新を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
空調自動制御設備は、製造者が独自に保有する技術とノウハウに基づき設計・製造されているが、ソフトウェアを含めた技術情報は非公開のため、技術情報を持たない製造者以外の者が更新を実施することは技術的に困難であると認められるため、既設設備の機器製造者であるアズビル株式会社と契約する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都観光総合調査業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局観光M I C E推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月3日
- 4 履行期間
令和5年4月3日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区備後町2丁目4番9号
株式会社エム・アールビジネス
- 6 契約金額（税込み）
13,570,948円
- 7 契約内容
 - (1) 観光入込客統計調査・カウント調査
 - (2) 観光入込客実態調査
 - (3) 外国人及び修学旅行生宿泊利用状況調査
 - (4) その他付帯業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は、「京都観光振興計画2025」における進ちよく状況の把握、目標の設定並びに今後の観光政策の企画・立案に資する基礎的データを得ることを目的に、観光入込客統計調査・カウント調査、実態調査、外国人及び修学旅行生宿泊利用状況調査等を行う「京都観光総合調査」業務を実施するものである。

業務の受託に当たっては、1日に多くの調査員を確保できる体制を有するとともに、本調査を効率よく適切に行うための工夫が求められる。そのため、落札価格のみで業者を決定した場合、業務遂行上、最も適切な業者を選定することができない恐れがあることから、企画提案を評価のうえ業者を選定する公募型プロポーザルにより、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザルには1社からの応募があり、審査基準に従い審査した結果、上記の者を委託先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市認定通訳ガイド育成及び活躍支援業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局観光MICE推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル8階
公益社団法人京都市観光協会
- 6 契約金額（税込み）
17,000,000円
- 7 契約内容
 - (1) 基礎研修（32コマ、実地研修含む）の実施（第6期生分）
 - (2) 研修受講希望者の募集及び選定（第6期生分）
 - (3) 口述試験、面接等の実施
 - (4) 再登録事務（第3期生）
 - (5) 再登録に係る口述試験、面接等の実施
 - (6) 後年度の内容検討・素案作成
 - (7) 後年度実施予定の専門研修（3科目：伝統産業、伝統文化、食文化、各15コマ）の準備
 - (8) 実施報告書の作成
 - (9) 宇治市、大津市との連絡調整
 - (10) その他、京都市認定通訳ガイド育成及び活躍支援に関して必要な業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、京都の伝統文化・食等の奥深い知識や様々な地域の多様な魅力、また京都の観光課題等を踏まえた観光客向けの対応などを学ぶ研修内容の検討・実施、認定を受けたガイドの活躍支援を行うなど、認定通訳ガイド制度を運営するものである。

事業実施には、外国人旅行者のニーズを把握したうえで、京都の伝統文化や伝統産業をはじめ、幅広い分野の奥深い内容を適切に研修カリキュラムに取り込む必要があり、また、育成したガイドが観光業界で活用されるために受け入れ側の施設・事業者へのきめ細かな説明・情報発信を行うことが必要となる。そのため、本事業の実施に当たっては、京都が有する観光コンテンツに対する十分な理解と観光事業者とのネットワークに加え、海外のニーズを機微に把握するために、海外の旅

行者を対象とした事業に豊富な実績を有し、旅行市場に精通するとともに、特定の事業者には偏らず、公平な立場から事業実施できる主体の選定が必要であるため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

公益社団法人京都市観光協会は、京都への外客誘致のノウハウを有するとともに、京都の観光コンテンツに対する十分な理解があり、本市と密に連携して数々の外客誘致や受け入れのための取組を行っている。さらに、外客誘致、受入環境整備及びMICE誘致等を進める、観光事業者等からなる1、400以上の会員を有する公益社団法人であることから、京都の観光事情にも精通しているのはもちろんのこと、地元事業者との緊密なネットワークを有しつつも、特定の事業者には偏らず、公平な立場から京都観光の受入環境整備を行うことができる。

以上のことから、本件委託業務を履行可能な委託先は公益社団法人京都市観光協会の他にはないため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
メディア等を通じた国内外向け情報発信及び海外市場等の情報収集業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局観光M I C E推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区河原町通二条下ルー之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル8階
公益社団法人京都市観光協会
- 6 契約金額（税込み）
33,716,000円
- 7 契約内容
台北、シドニー、ニューヨーク、ロサンゼルス、パリ、ロンドン（6か所）の京都市海外情報拠点における、情報収集業務、情報発信業務、京都観光の事務所機能、報告業務の委託及び、海外メディア取材に係る支援、報告業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託業務では、京都の観光事業に精通し、本市の方針に基づいて海外の旅行業界に広く働きかけることができること、また、世界各国で影響を持つ雑誌等のメディア関係者に対して、適切に京都での取材要望に対する処理を行うとともに、取材先との調整や許可申請等専門的な対応を行う必要がある。取材内容に対してのコンテンツ情報や画像の提供については、海外メディアのニーズを十分に踏まえた題材の選定、海外に強く訴求するような見せ方・編集など高度な知識が必要となるなど、主として価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要がある。
本業務の実施に当たっては、京都の観光事業に精通し、本市の方針に基づいて海外の旅行業界に広く働きかけることのできる主体の選定が必要であること、また、京都が有する観光コンテンツに対する十分な理解に加え、海外メディア対応の経験とノウハウ、深いネットワークを有するとともに、特定の事業者に限らず、京都の魅力を公平な立場からPRできる主体を選定することが必要であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益社団法人京都市観光協会は、京都市における観光事業の振興を図りつつ、地域経済や地域社会の健全な発展を目指すことなどを目的として設立された団体であり、京都市域の観光情報に幅広く精通し、また事業においては、観光都市としての京都の紹介宣伝などを実施しており、観光情報を魅力的な形で提供できる実績やノウハウを持ち合わせている。また、海外市場のメディア業界や情報発信に求められる需要等にも精通していること、多くのメディア関係者を誘致してきた実績もあり、これまで構築してきたメディア関係者との密接な繋がりや豊富なメディア対応の経験を活かし、効果的かつ更に発展的な本業務の遂行が見込まれる。さらに、外客誘致、受入環境整備及びMICE誘致等を進める、観光事業者等からなる1,400以上の会員を有する公益社団法人であることから、京都の観光事情にも精通しているのはもちろんのこと、地元事業者との緊密なネットワークを有しつつも、特定の事業者には偏らず、京都観光の魅力を公平な立場からPRを行うことができる。

以上のことから、本件委託業務を履行可能な委託先は公益社団法人京都市観光協会の他にはないため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ラグジュアリー層の誘客事業及び海外メディアプロモーション強化業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局観光MICE推進室
- 3 契約締結日
令和5年5月8日
- 4 履行期間
令和5年5月8日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル8階
公益社団法人京都市観光協会
- 6 契約金額（税込み）
16,000,000円
- 7 契約内容
 - (1) ラグジュアリー層向け商談会（最低3つ）へのブース出展（主催者等関係者との事前調整、会場内における京都PR事業の企画・手配、当日運営管理（事前準備、受付、進行等）、京都ブランドの向上に寄与するサービスの企画・手配、事業実施中の記録・撮影）
 - (2) 海外メディアプロモーション強化（情報発信を行う海外（主に欧米豪）のメディアの選定（2媒体以上）、掲載枠の確保、掲載原稿の作成及び掲載写真の手配、掲載先メディアとの調整、実施報告書の作成等）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、ラグジュアリー層を顧客とする旅行会社（バイヤー）と高級ホテル、観光資源等（出展社）の商談会を通じて、京都の魅力を強くアピールし、成熟した訪日旅行者である目利き層にとっても満足度の高い旅行先としての京都のブランド力を高めるとともに、まだまだ潜在需要の見込まれる欧米からのさらなる誘客を目指し、京都への旅行に関心をもつきっかけとなる訴求力の高いビジュアルや京都ならではの風景などを、世界で最も影響力をもつ米国旅行雑誌のひとつ「Travel + Leisure（トラベル・アンド・レジャー）」誌等の海外の有力メディアを通じて発信するものである。

したがって、本業務の実施に当たっては、京都の観光事業に精通し、本市の方針に基づいて海外の旅行業界に広く働きかけることのできる主体の選定が必要であること、また、京都が有する観光コンテンツに対する十分な理解に加え、海外メディア対応の経験とノウハウ、深いネットワークを有するとともに、特定の事業者に偏らず、京都の魅力を公平な立場からPRできる主体を選定することが必要であるため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益社団法人京都市観光協会は、京都市における観光事業の振興を図りつつ、地域経済や地域社会の健全な発展を目指すことなどを目的として設立された団体であり、京都市域の観光情報に幅広く精通し、また事業においては、観光都市としての京都の紹介宣伝などを実施しており、観光情報を魅力的な形で提供できる実績やノウハウを持ち合わせている。

これまで、ILTM (International Luxury Travel Market) をはじめとする、ラグジュアリー層向けの商談会に多数出展してきた実績があり、成熟した訪日旅行者である目利き層向け旅行市場に対する造詣も深い。また、海外市場のメディア業界や情報発信に求められる需要等にも精通していること、多くのメディア関係者を誘致してきた実績もあり、これまで構築してきたメディア関係者との密接な繋がりや豊富なメディア対応の経験を活かし、効果的に本業務の遂行が見込まれる。

さらに、外客誘致、受入環境整備及びMICE誘致等を進める、観光事業者等からなる1,400以上の会員を有する公益社団法人であることから、京都の観光事情にも精通しているのはもちろんのこと、地元事業者との緊密なネットワークを有しつつも、特定の事業者には偏らず、京都観光の魅力を公平な立場からPRを行うことができる。

以上のことから、本件委託業務を履行可能な委託先は公益社団法人京都市観光協会の他にはないため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新型コロナウイルス感染症に係る修学旅行専用電話相談業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局観光MICE推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和5年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町612番地 四条烏丸ビル8階
株式会社メディカル・コンシェルジュ
- 6 契約金額（税込み）
9,994,615円
- 7 契約内容
京都滞在中の修学旅行生に新型コロナウイルスの感染疑いが発生した場合、健康上の相談を受け
る修学旅行生専用の24時間電話相談窓口業務を委託するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該事業の実施に当たっては、委託事業者が新型コロナウイルス感染症の感染疑いの相談対応に
係る技能を備えていることが求められるため、価格以外の要素における評価によって契約の相手方
を選定する必要があることから、提案を評価のうえ事業者を選定する公募型プロポーザルを実施し
た。
その結果、2事業者から応募があり、受託候補者選定基準に基づき審査を行ったところ、当該応
募事業者の提案内容を委託先として評価できることから、委託先事業者として選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治
法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「宿泊施設等と連携した京都経済の域内循環促進事業」に関する業務委託
- 2 担当所属名
産業観光局観光MICE推進室
- 3 契約締結日
令和5年6月9日
- 4 履行期間
令和5年6月9日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区大宮通西裏芦山寺上る二丁目堅社北半町203番地
株式会社TCI研究所
- 6 契約金額（税込み）
10,494,000円
- 7 契約内容
京都ならではの地域や自然、ものづくりの魅力を活かした宿泊サービスの質の向上を図るため、京都市内の宿泊施設と、伝統産業製品等の市内の事業者とのビジネスマッチングを展開する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ビジネスマッチング商談会にて、効果的な商談や交流が行われ、具体的な商品販売や売上等につながるよう、受託候補者の選定にあたっては、伝統産業事業者や中小企業に対する商品開発・販路開拓支援の経験やノウハウを有する業者を確保することが必要である。
このため、主として価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要があり、公募型プロポーザル方式により受託候補者選定を行ったため、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルの結果、市内事業者の出展支援や商談会後のフォローアップについての確かな手法が提案されていたことから、京都ならではの質の高い宿泊観光を促進し、観光客の満足度を高め、地域の活性化や京都経済の域内循環に資する提案であると判断したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京北農林業地域活性化促進事業
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室農林企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区京北上弓削段上ノ下2-1
公益財団法人きょうと京北ふるさと公社
- 6 契約金額（税込み）
9,064,000円
- 7 契約内容
次のすべての事業の総合的な実施により、京北地域の活性化を促進する。
ア 農業振興を図る農地の流動化に関する事業
イ 農林業を担う人材の育成、農林業従事者の支援に関する事業
ウ 農山村資源の活用及び都市と農山村の交流に関する事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、農業振興を図る農地の流動化、農林業を担う人材の育成、農林業従事者の支援、農山村資源の活用及び都市と農山村の交流企画に関する調整業務を総合的に実施することで、各事業を個別に実施するより、より効果的に地域の活性化を促進することが可能である。
そのため、各事業を総合的に実施できる者と契約を行う必要があるが、①農地の利用調整と権利設定の手続きに関する知識や技術を持ち、②一般的に定住が進まない新規就農者に対し、風習等を含めた地域特有の実情に応じた的確な助言・指導が実施できる者でなければならない。よって、競争入札に適さない契約である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益財団法人きょうと京北ふるさと公社は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積円滑化事業や農作業受託による優良農地の保全に努めるとともに、道の駅ウッディー京北の運営や空き家あっせん事業をはじめとした都市住民との交流を通じた地域活性化の事業を行っている。

このような事業を展開する中で、新規就農を希望される者に農地及び空き家のあっせんの相談の受付から定住のサポートまでを行い、風習等を含めた地域特有の実情に応じた的確な助言・指導等ができることから、効率的に事業運営を実施し、本委託内容を受託できる能力を兼ね備えた唯一の団体である。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市地域特産物需要拡大センター整備工事 ただし、空調設備その他改修工事
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室農林企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月24日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和5年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西院金槌町11番地
京栄水道株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,450,000円
- 7 契約内容
京都市地域特産物需要拡大センターの老朽化した空調設備の改修及びそれに伴う電気設備工事
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市地域特産物需要拡大センター（ウッディーー京北）の空調設備の故障に伴い、暑さが本格化する7月末頃までに空調設備の改修を行わなければ、熱中症が発生する危険性を考え、施設を一時閉鎖しなければならなくなり、市民生活に多大な支障を与えることになるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
見積合わせのうえ、最も低廉な価格業者を選定した。
- 11 その他

積算内訳書

名称	数量	単位	金額(円)	備考
直接工事費				
直接工事費	1	式	7,150,000	
計			7,150,000	
共通費				
共通仮設費	1	式	361,000	
現場管理費	1	式	1,017,000	
一般管理費等	1	式	972,000	
計			2,350,000	
工事価格	1	式	9,500,000	
消費税等相当額	1	式	950,000	消費税率 10%
工事費	1	式	10,450,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度総合獣害対策事業 有害鳥獣捕獲業務
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室農林企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区岩倉上蔵町178-17
京都市ブロック猟友会
- 6 契約金額（税込み）
13,112,000円
- 7 契約内容
野生鳥獣による農林水産物の被害を防止し、農林水産業の安定生産等を図るために、有害鳥獣の捕獲について委託契約を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、京都市内全域の農地や森林に出没する野生鳥獣を安全かつ効果的に捕獲するものであり、長期にわたり市内の農地及び森林等において捕獲活動を行い、野生鳥獣の捕獲経験が豊富な相手方と契約する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
有害鳥獣を捕獲し処分するには、「鳥獣の保護及び管理並びに捕獲の適正化に関する法律」及び第12次京都府鳥獣保護管理事業計画書に基づき、狩猟免許の資格を有し、銃器や網わな等の捕獲猟具の取り扱いができ、3登録年度以上京都府に狩猟者登録をしている必要がある。また、長期にわたる狩猟を通じて、本市内地域の地形や鳥獣の生息状況に精通しなければ、安全に有害鳥獣を捕獲することはできない。

よって、これらの条件を満たす狩猟者で組織されている唯一の団体である、京都市ブロック猟友会を委託先として選定する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度天然林等整備促進モデル事業企画運営業務
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
令和5年7月14日
- 4 履行期間
契約日翌日から令和6年3月22日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市左京区花脊八桝町250番地
公益財団法人京都市森林文化協会
- 6 契約金額（税込み）
17,971,470円
- 7 契約内容
モデル施業等の実施、研修の企画運営（ほか）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、実施箇所の表層地質や地形の凹凸等の森林立地条件等に応じ、樹種の選定や植栽方法、適切な獣害対策等において、高度な専門技術と経験を有するとともに、必要な情報収集、資料作成、人材育成を兼ねた研修会の企画運営を実行できる能力を有する相手方と契約する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルを実施し、「令和5年度天然林等整備促進モデル事業企画運営業務受託候補者選定委員会」において審査を行った結果、公益財団法人京都市森林文化協会を本業務の委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度山村都市交流の森エリア維持管理業務
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区花脊八桝町250番地
公益財団法人京都市森林文化協会
- 6 契約金額（税込み）
11,220,000円
- 7 契約内容
森林エリア・路網の維持管理、センター共用部の維持管理及び営繕、センターエリア全体の監視
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
山村都市交流の森センターエリア等の管理運営に関する協定第5条第3項のとおり、公益財団法人京都市森林文化協会が本業務の実施者となっているため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
山村都市交流の森センターエリア等の管理運営に関する協定第5条第3項のとおり、公益財団法人京都市森林文化協会が本業務の実施者となっているため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
木材利用促進月間における普及啓発等の企画運営等に係る業務
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
令和5年9月1日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和6年3月22日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸二条上る蔦絵屋町256番地
株式会社関広
- 6 契約金額（税込み）
5,496,994円
- 7 契約内容
木材利用促進月間に市民向けの普及啓発を実施するとともに、市内の木造建築物等の情報発信を行う「京都のステキな木の空間」を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、市内産木材の利用に対する市民等の理解を促進し、消費を喚起する企画運営を実行できる能力を有する相手方と契約する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルを実施し、審査委員会における審査の結果、受託者として適切と判断されたため、委託者として選定する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市森林経営管理意向調査業務
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
令和5年5月16日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区花脊八桝町250番地
公益財団法人京都市森林文化協会
- 6 契約金額（税込み）
16,186,500円
- 7 契約内容
森林経営管理制度における森林所有者に対する経営管理に関する意向調査を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を円滑に遂行するためには、森林・林業に関する知識や林業の現場経験を有し、地域の状況に合わせた、造林から伐採に至る長期間の計画の作成できる高度な専門知識や能力が必要とされる。そのため、本業務を円滑に遂行するためには、次の条件をすべて満たす者が求められる。
 - (1) 森林総合監理士など本市が求める有資格者がいる者。
 - (2) 法について熟知しているとともに、府下で法に基づく措置を市町村の委託を受け実践した経験がある者。
 - (3) 両地区特有の林況、地形、森林所有者、林業に携わる事業者及び施業方法等の地域性に精通している者。一つ一つの条件を満たす者は複数存在するが、すべての条件を満たす者は公益財団法人京都市森林文化協会のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市経営管理権集積計画立案業務
- 2 担当所属名
産業観光局農林振興室林業振興課
- 3 契約締結日
令和5年5月16日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区花脊八桝町250番地
公益財団法人京都市森林文化協会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）26,134,900円
- 7 契約内容
森林経営管理制度における森林経営管理権集積計画の立案を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を円滑に遂行するためには、森林・林業に関する知識や林業の現場経験を有し、地域の状況に合わせた、造林から伐採に至る長期間の計画の作成できる高度な専門知識や能力が必要とされる。そのため、本業務を円滑に遂行するためには、次の条件をすべて満たす者が求められる。
 - (1) 森林総合監理士など本市が求める有資格者がいる者。
 - (2) 法について熟知しているとともに、府下で法に基づく措置を市町村の委託を受け実践した経験がある者。
 - (3) 両地区特有の林況、地形、森林所有者、林業に携わる事業者及び施業方法等の地域性に精通している者。一つ一つの条件を満たす者は複数存在するが、すべての条件を満たす者は公益財団法人京都市森林文化協会のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他